○財務省・農林水産省告示第二十七号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十九日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・三五パーセントを超える場合は、年三・三五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二百四十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、放射性医薬品基準（平成二十五年厚生労働省告示第八十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　一般試験法	第３　一般試験法
1　物理的試験法	1　物理的試験法
（略）	（略）
その他の物理的試験法	その他の物理的試験法
1.31・1.32　（略）	1.31・1.32　（略）
1.33　誘導結合プラズマ質量分析法	（新設）
2～7　（略）	2～7　（略）
第４　医薬品各条	第４　医薬品各条
1～7　（略）	1～7　（略）
8　ガリウム（^{68}Ga）ジェネレータ	（新設）
9～49　（略）	8～48　（略）
50　ルテチウム（^{177}Lu）ビピボチドテトラキセタン（^{177}Lu）注射液	（新設）
51・52　（略）	49・50　（略）
第５　（略）	第５　（略）
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　一般試験法	第３　一般試験法
（略）	（略）
1　物理的試験法	1　物理的試験法
（略）	（略）
その他の物理的試験法	その他の物理的試験法
1.31・1.32　（略）	1.31・1.32　（略）
1.33　誘導結合プラズマ質量分析法	（新設）
日本薬局方の一般試験法の誘導結合プラズマ質量分析法を準用する。	
2～6　（略）	2～6　（略）